香美地区地域安全協会
（香美警察署内）
☎52－0110 FAX53－1855

女子学生を狙った声掛け事案発生！

香美署管内では、女子中学生を狙った不審者による声掛け事案が発生しています。

下校途中に、車で近付き声を掛けるケースですが、声を掛けられた生徒は、その場から急いで逃げるという行動を取っています。こうした事案に遭われた方は、必ず警察へ相談してください。現在、事件に発展したケースはありませんが、地域の方は登下校中の子どもたちの見守り等ご協力をお願いします。

防犯カメラの設置に補助金

高知県街頭防犯カメラ等設置支援事業では、次のような防犯カメラの設置に対し補助を行っています。

◆街頭カメラ
補助率１／２（上限25万円）
◆子ども見守りカメラ
補助率２／３（上限40万円）
※いずれも維持費、電気代は事業所や団体等が負担。
※公共空間を撮影することが条件。

【問い合わせ先】
香美警察署刑事生活安全課　☎52−0110

高齢者を狙った詐欺電話に警戒を！

香美署管内、高知県内では昨年同様に詐欺電話、詐欺予兆電話が多発しています。

いずれも、オレオレ詐欺や架空のもうけ話、警察官を名乗り預金を引き出そうとする手口など、過去に発生した手口と類似していますが、電話の相手は巧妙な話術でだまそうとしてきます。自分はだまされないと過信せず、お金の絡む電話はまず疑い、そして必ず、家族や警察等へ相談をお願いします。

詐欺被害の相談先は…
警察総合電話
☎＃9110
消費生活センター
☎088−824−0999
香美市役所産業振興課
☎53−1084

平成かわら版

香美警察署交通課
高齢者アドバイザー　坂本扶左
☎52−0110

自転車の危険運転は…

自転車運転者講習の対象に！

６月１日から、自転車運転中に危険なルール違反（一時不停止・酒酔い運転・ブレーキ不良自転車運転など）をくり返すと自転車運転者講習を受けることになります。詳しくは香美警察署交通課までお問い合わせください。

【講習制度の流れ】
危険行為の反復→受講命令→講習の受講
※受講命令違反者には５万円以下の罰金が科せられます。
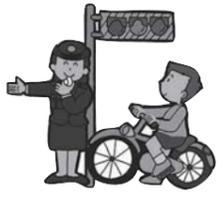
自転車安全利用５則
①自転車は車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
④安全ルールを守る（酒酔い運転や２人乗り、並進の禁止・夜間のライト点灯・信号順守と交差点での一時停止）
⑤子どもはヘルメットを着用

土佐山田まつり

【開催日】８月１日（土）
【場所】市民グラウンド

◆踊り子チーム募集
【資格】衣装、振付、演奏等は市民が親しめるものとします。
【申込期限】６月17日（水）

◆ボランティアスタッフ
当日のお手伝いをしてくださる方を募集しています。

◆花火募金箱の設置
花火募金箱を市内各地に設置しています。花火募金は、打ち上げ花火の資金とさせていただきます。

【問い合わせ・申込先】
土佐山田まつり実行委員会事務局（産業振興課内）
☎53・1084

墓地の利用者を募集します

【募集する墓地】
前山墓地公園　３区画
（土佐山田町）

【応募資格】
・香美市に住所を有し、埋葬または埋蔵の必要が生じた方
※ただし、市長において相当な事由があると認めたときは、この限りではありません。
・国税および地方税に滞納のない方

【募集区画番号・利用料】
◆区画30（5.950㎡）
利用料52万2000円
◆区画63（5.610㎡）
利用料49万3000円
◆区画137（6.072㎡）
利用料53万3600円

【管理料】
１区画10万円

【受付期間】
６月15日（月）～６月30日（火）
※書類審査を行い、希望者多数の場合は抽選により決定します。

【問い合わせ・申込先】
管財課　☎53・3113

給付・補助・手当

子育て世帯臨時特例給付金

今年も、子育て世代に３千円の臨時給付があります。申請は、現況届出時に行ってください。対象者は、平成27年６月分の児童手当受給者および、その要件を満たす方です。詳しくは、福祉事務所社会福祉班までお問い合わせください。

【問い合わせ・申込先】
福祉事務所 ☎53・3117
香北支所 ☎52・9285
物部支所 ☎52・9288

有害獣被害防止に関する補助

農作物を有害獣の被害から守る防護柵用の機材等を購入する場合に、予算の範囲内でその購入費の一部を補助する制度があります。

防護柵を設置する予定のある方は、６月26日（金）までに市役所の本庁・各支所で申請手続きを行ってください。防護柵等を設置してから申請しても補助の対象となりません。

◎個人・団体の方（農業者等）

■新規防護柵
【補助率】購入費の１／２以内（５万円まで）
【対象獣】イノシシ・ニホンジカ・サル等

■新規ステンレス線入りネット防護柵・新規金網防護柵
【補助率】購入費の５／６以内（50万円まで）
【対象】ニホンジカ

◎団体の方のみ（２戸以上が所有する一続きの農地で、その受益面積が10ｱｰﾙ以上の農業者団体等）

■新規防護柵
【補助率】購入費の３／４以内（50万円まで）
【対象獣】イノシシ・ニホンジカ・サル等

■新規捕獲檻
【補助率】購入費の２／３以内（６万６千円まで）
【対象】ニホンジカ
※防護柵の種類は、トタン・ネット・電気・有刺鉄線・鉄線・その他

【問い合わせ先】産業振興課総務班　☎53・1062

児童手当現況届の提出をお忘れなく！

児童手当を受給している方は、６月中に**児童手当・特例給付現況届**を提出してください。

この届けは、毎年６月１日の状況を把握し、手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合には、６月以降の手当が差し止めになりますのでご注意ください。

【現況届に必要な添付書類】
◆受給者が被雇用者（会社員等）の場合＝受給者の**健康保険被保険者証の写し**等
◆平成27年１月１日に香美市に住民登録のなかった方＝前住所地の市区町村長が発行する、受給者およびその配偶者の**平成27年度所得課税証明書（平成26年分）**
※この他、必要に応じて提出する書類があります。

【問い合わせ・提出先】
福祉事務所 ☎53・3117
香北支所 ☎52・9285
物部支所 ☎52・9288